

再び調停を懇請

チツソ 中公審に事情説明

チツソの水保病新認定患者十七人に対する補償調停申請を中央公害審査委員会（小沢文雄委員長）が保留したことについて、チツソの入江寛二専務は二十六日午後同委をたずね、申請までのいきさつを詳しく説明するとともに、再度、早急な調停実現を懇請した。これは二十五日、中公審がチツ

ソの申請受理を保留した理由のひとつに、二十九日に開かれるチツソ株主総会の乗り切り策ではないか—という意味の談話があったことに対する釈明とみられる。入江専務の経緯説明は十月六日の熊本、鹿児島両県知事による水保病患者新認定以降について行なわれたもので①新認定について両県当局に問い合わせたところ「これは公害被害者救済法に基づく行政処分で、内容、患者氏名は通知しない」とのことだった②その後改めて両県知事に対し補償解決の方法などを陳情したところ中公審への調停申請を示唆された③チツソと新認定患者の間の三度の交渉経緯④現状では中央審の調停以外に早期解決の方法はない—などを述べ、改めて早急な調停実現を要望した。

中公審は来週早々にも定例委員会を開く予定。（東京支社）